

公 告

重要事項の説明及び勧誘方針に関する規則第4条に基づき
下記を公告する。

令和5年11月1日

松山市二番町4丁目4番地2

愛媛県農業共済組合

組合長理事 平田 義之



記

1. 勧誘方針

勧誘方針

愛媛県農業共済組合

当組合は、農業保険法に基づき農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として各種の共済事業を実施しております。

これら事業の推進に当たっては、「金融サービスの提供に関する法律」に基づいて、次の勧誘方針を定め、適切な事業推進に努めてまいります。

- 1 農業保険法、金融サービスの提供に関する法律及びその他法令等を遵守し、適正な事業推進を行います。
- 2 組合員・加入者の皆さまの知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な勧誘と情報の提供を行います。
- 3 組合員・加入者の皆さまに共済事業の仕組みやリスクの内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 4 組合員・加入者の皆さまに対する加入推進のための方法及び時間帯について、迷惑となる行為は行いません。
- 5 高齢者等に対する加入推進については、適切かつ十分な理解をいただくため、きめ細やかな取組を行います。
- 6 万が一共済事故が発生した場合には、迅速かつ的確な損害評価及び共済金の支払いを行います。
- 7 組合員・加入者の皆さまに対し、より適切な加入推進が行えるよう、役職員等の研修の充実に努めます。